

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

平成27年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第8号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除される場合)

第2条 条例第2条第3号に規定するその職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により交通が遮断され、又は入院勧告等がされた場合
- (2) 風害、水害、地震、火災その他の非常災害により交通が遮断された場合
- (3) 風害、水害、地震、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合
- (4) 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定による勤務条件に関する措置を要求し、その審理に出頭する場合
- (6) 法第49条の2第1項の規定による不服申立てをし、その審理に出頭する場合
- (7) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
- (8) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (9) 当該機関の事務又は事業の運営上の必要に基づき事務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）
- (10) 職務に関連がある国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その職

に属する事務を行う場合

- (11) 組合行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- (12) 国、地方公共団体の機関、学校その他公共団体から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (13) 職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- (14) 職務に関係のある試験又は選考を受ける場合
- (15) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学の通信教育の課程を履修している者が、その履修に必要な面接授業を受ける場合
- (16) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合
（免除される期間）

第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその都度必用と認める期間とする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。